

新興国市場でのビジネスと人権リスク

1. 背景

人権問題の所在：“ガバナンス・ギャップ”

グローバル市場の広がりに伴い、企業がもつ影響力が強まる一方で、それによって引き起こされる様々な弊害を制御する社会の能力との格差が生じている

グローバルビジネスで直面する、「**ガバナンス・ギャップ**」

- 企業の進出先の国(受入国)が問題に対処すべきだが、統治が不十分なため、企業の不正を許してしまう環境ができてしまう。
- 国による対処には限界があり、国際社会が直接企業に働きかける動きに発展している。

新興国市場に特有の国際人権問題への対応が必要

2. 基盤となる認識

- 統治が不安定な政府の許可だけでは不十分
→現地法でなく、国際レベルの行動を
政府だけでなく、市民の理解を得ることが必須(Social license to operate)
- ステークホルダーとのエンゲージメント
→「影響を受ける利害関係者」と直接対応し、解決策を探る
自社内の管理対応はその後

参考文献

海野みづえ著「新興国ビジネスと人権リスク」現代人文社、2014年12月発行